

○保険医年金

秋の普及でお申し込み頂いた先生方へ

9月～10月にかけて行われました保険医年金の普及キャンペーンでは、多くのお申込を頂きありがとうございました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

今回のキャンペーンで頂いたお申し込みは2023年1月1日加入分です。「月払」については12月26日の口座振替より引落が始まりますが、「一時払」については引落ではなく先生からお振込頂くものとなっております。12月初旬に大樹生命より別途ご案内の通知がありますので、12月20日までに協会指定口座へお振込頂きますようお願い致します。

「保険医年金一時金請求」の年末年始の取扱いについて

本年中の確実な着金を希望される場合は、12月14日(水)までに当協会に書類が届く必要がありますのでご注意ください。なお、税制上の一時所得の発生年度は、生命保険会社の送金手配日での判断となりますので、年明け着金の場合でも生命保険会社の送金手配日が年内の場合は2022年の扱いとなります。税制上の発生年度を2023年扱いとする場合は、その旨ご連絡頂くか、年が明けてから請求してください。

なお、着金に関するご相談やご不明な点がある場合は長野県保険医協会までお問い合わせ下さい。



保険かわら版

厚労省疑義解釈資料等より

Q1: 一般不妊治療又は生殖補助医療を実施している患者に対して、不妊治療に係る妊娠判定のため、妊娠反応検査(尿中・血中HCG検査)を実施した場合、当該検査に係る費用は、保険診療として請求可能か。

A1: 一般不妊治療又は生殖補助医療を実施している患者に対して、医師の医学的判断により、通常の妊娠経過を確認するために、当該検査を実施した場合、一連の診療過程につき、1回に限り算定可能。

Q2: レセプトの記載要領において、在宅療養指導管理料(在宅自己注射指導管理料等)について、当該管理に用いる薬剤を支給した場合に、薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名及び支給量等を診療報酬明細書の「摘要」欄へ記載することとされているが、当該薬剤を院外処方した場合も同様の記載が必要か。

A2: 不要。

Q3: 骨粗しょう症の患者に対して、オスタバロを自己注射させる場合、在宅自己注射指導管理料の対象となるか。

A3: 2022年11月16日より、アバロパラチド酢酸塩製剤(商品名:オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg)は在宅自己注射指導管理料の対象薬剤になっているため、入院外の患者につ

いては、同管理料の算定対象となる。なお、その他の対象薬剤の追加は下記参照。

Q4: オスタバロは投与期間が18カ月間とされているが、途中で中断した場合でも初回投与から18カ月経過後は、請求できないのか。

A4: 添付文書に、「本剤の投与をやむを得ず一時中断したのちに再投与する場合であっても、投与日数の合計が18カ月を超えないこと。また、18カ月の投与終了後、再度18カ月の投与を繰り返さないこと」とあるため、やむを得ず中断した後に再投与する場合は、投与日数が18カ月以内であれば算定できる。

Q5: 「オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg」は、内容量が1.5mg、1回の使用量が80μgであるが、14日分の製剤として薬価収載されている。入院時に1回分のみ使用する場合、オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mgの算定方法はどのようになるか。

A5: オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mgは14日分製剤であるため、オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mgの薬価を14(日分)で除したものを1日分(1回分)の薬剤料とする。なお、入院中に処方し、入院中に使用しなかった分は、それに相当する日数分を退院時に処方したものとすることは差し支えない(引き続き在宅で使用する分に限る)。

講習会 実例から見た医療トラブルの初期消火方法

2022年11月発行『74の注目判例に学ぶ医療訴訟対策の勘所』の共著者・桑原博道弁護士を講師に迎え医療トラブルへの対応セミナーを開催します。

【日時】2023年1月15日(日) 13:00～15:00

【会場】Zoom ウェビナー 【参加費】会員無料

【対象】会員又は会員医療機関スタッフ

【講師】桑原 博道 弁護士(仁邦法律事務所所長)

【申込方法】要事前申込。本紙同封の申込書又は協会HPからお申込みください。

講師メッセージ

患者の権利意識が高まり、医療トラブルが増えています。起きてしまった医療トラブルを小火(ぼや)で抑え、大火事にしないためには、どうしたらよいでしょうか? そのヒントは実際に起きた事例の中に隠されています。そこで、実例を紹介しながら、医療トラブルの初期消火方法について解説します。

理事会便り 10/25 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:30～21:00 出席役員: 宮沢会長、池上、市川、奥山、林、三田各副会長、布山、山崎、米田各理事 議長: 奥山副会長

■報告・承認事項

9月度理事会の議事要録、10月会務報告、7月度会計報告を承認。

■協議事項

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の内科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。10/1～10/31間は内科4件、歯科1件。(氏名敬称略)

- 1. 医療情勢並びに当面の医療運動課題…高齢者2割負担導入と今後の運動対策、物価高騰対策と県補正予算、新型コロナとインフルエンザの同時流行への国の対応方針、オンライン資格確認導入義務化及び保険証廃止の政府方針、来年通常国会に向けた負担増議論、歯科医療をめぐる情勢などが報告され、協議。
2. アンケート付リーフ・ポケットティッシュの活用…11月から会員に一定部数配布するとともに、試験的にポスティングサービスを利用する。
3. オンライン資格確認システム導入義務化及び保険証廃止撤回の運動…10月20日の国会行動で地元選出国會議員に面談、要請した旨参加者より報告。◇保団連の義務化実態調査に協力する。◇全労連のネット署名、マイナンバー制度廃止連絡会の署名に協力

在宅自己注射指導管理料の対象薬剤追加

2022年11月16日より、以下の薬剤が「保険医が投与できる注射薬」として告示され、併せて在宅自己注射指導管理料の対象となる事が示された。アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(4週間に1回投与する場合に限る)及びメトトレキサート製剤

- 4. かかりつけ医の制度化…かかりつけ医制度化等について協議、フリーアクセス、自由開業制、出来高払い制度は堅持するべきとの方向性を確認。
5. 全国子どもネット署名の取り組み及び県内福祉医療の動向…10月より署名に取り組む。第一次集約を12月末とし、第二次集約4月末で来年5月に提出する。◇県内子ども医療費助成は、3市以外は来年4月から18歳年度末まで現物給付で実施される見通しとの報告がされた。◇福祉医療給付制度の改善をすすめる会が9月県議会

- に提出した意見書が全会一致で採択された旨報告。
6. 保険でより良い歯科医療の実現を求める請願署名…請願署名(案)に対して歯科部会で出された意見を保団連に上げる。
7. 保団連理事定数問題…保団連の提案に賛成として報告する。
8. 「戦争しない未来のために」9条改憲反対署名…新たなリーフレットを活用しつつ、再度改憲反対署名の呼びかけをすることとした。

長野県保険医協会の会員数(11/1現在) 1323名(内科735名、歯科588名)

Table with 8 columns: 医療機関名称, 診療科名, 郵便番号, 医療機関所在地, 電話, 開設者/管理者, 従事 病床, 指定日. Rows include ときのクリニック, やしろあきたクリニック, とよしな内科クリニック, 新田ブレインクリニック, 山本歯科医院.

*1 診療科名は略記載。*2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。*3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。*4 指定期間は指定日より6年。